

1 執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭和31年11月1日条例第36号

最近改正 平成25年4月1日条例第36号

（設 置）

第1条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。

（施行細目の委任）

2 略

第2条 前条の規定に基づき設置された附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、執行機関の規則その他の規程で定める。

別 表

附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 す る 事 務
市 長	神戸市上下水道事業審議会	本市の水道事業及び下水道事業に関する重要事項についての調査審議に関する事務